道路標識の寸法を定める規則

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

山口県規則第六十号

道路標識の寸法を定める規則

道路の構造の技術的基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第五十二号)第四条の道路標識の寸法は、別表のとおりとする。

附 則(平成二十七年規則二十五号)

別表

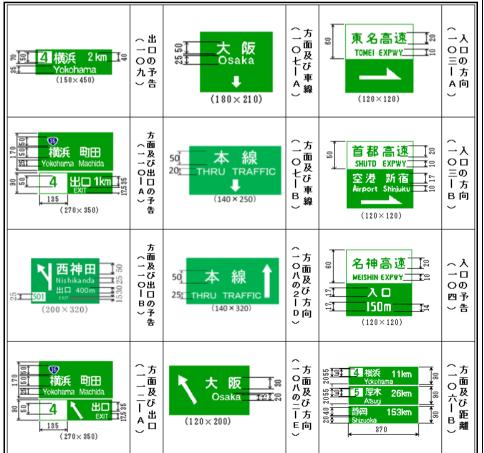
一 案内標識

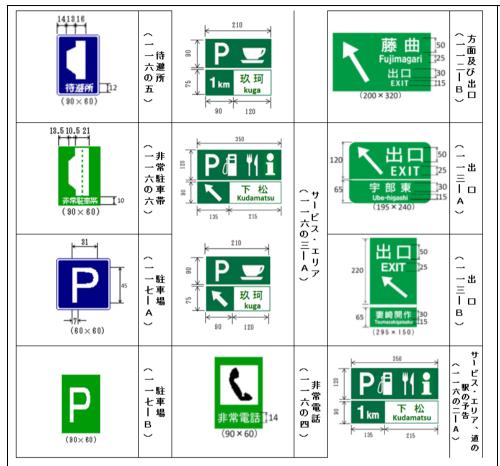


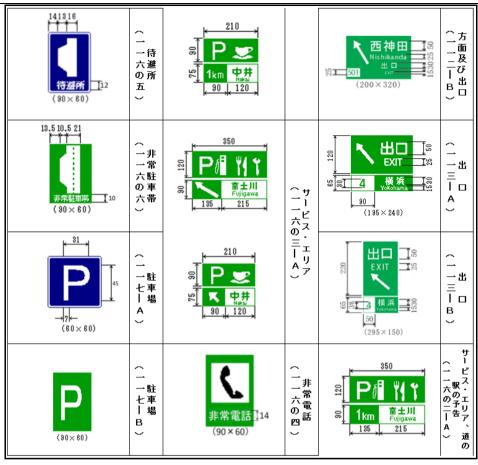
(様式)

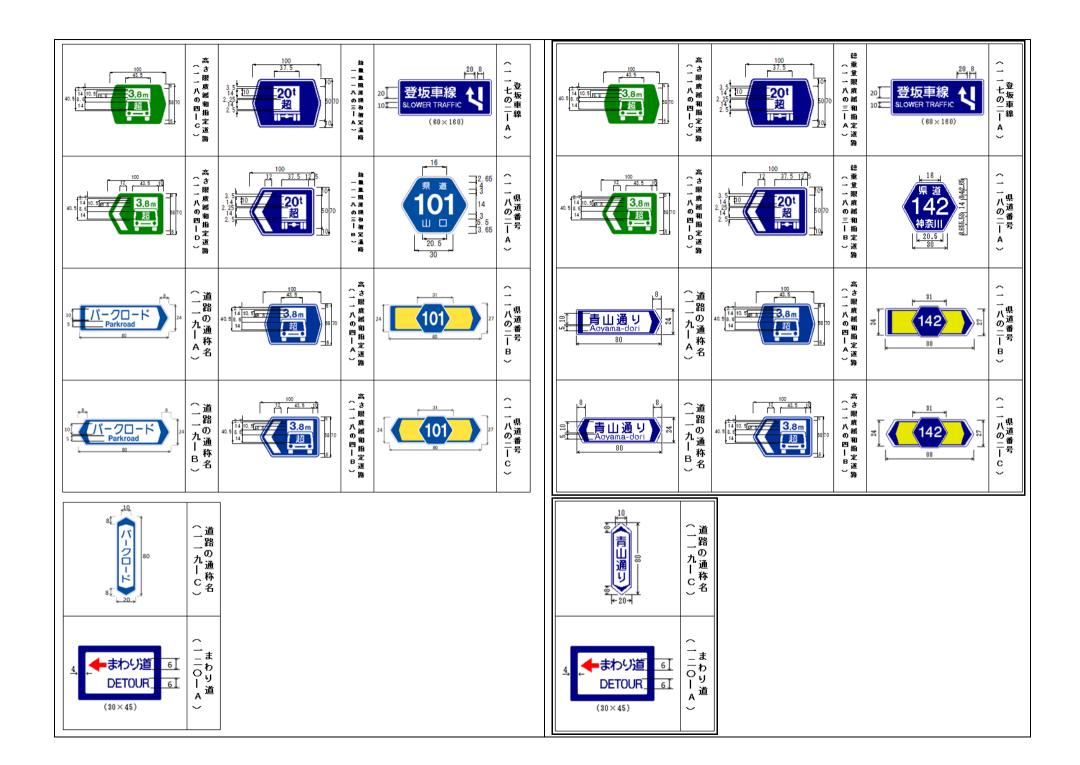
第三条 道路標識の様式は、別表第二のとおりとする。

別表第二(第二条関係)









備考

- 一 案内標識の種類及び番号については、それぞれ道路標識、区画線及び 道路標示に関する命令(昭和三十五年総理府令・建設省令第三号。以下 「省令」という。)別表第一の上欄及び中欄に掲げるとおりとする。
- 二 図示されている寸法の単位は、センチメートルとする。
- 三 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の四に規定する自動車専用道路(以下「自動車専用道路」という。)に設置する案内標識について、地名を表示する場合にあっては、当該地名の文字の数により、図示されている横の寸法を拡大し、又は縮小することができる。
- 四 自動車専用道路に設置する案内標識については、図示されている寸法 の三倍まで拡大することができる。
- 五 駐車場を表示する案内標識について、便所を表す記号を表示する場合 にあっては、図示されている横の寸法の二・五倍まで拡大することがで きる。
- 六 自動車専用道路以外の道路に設置する駐車場、県道番号(一一人の二一Aに限る。)、総重量限度緩和指定道路、高さ限度緩和指定道路(一一人の四一A及び一一人の四一Bに限る。)及びまわり道を表示する案内標識について、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示されている寸法(五の規定により図示されている寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の寸法)の一・三倍、一・六倍又は二倍に拡大することができる。
- 七 自動車専用道路以外の道路に設置する登坂車線及び県道番号(一一八の二一Aを除く。)及び道路の通称名を表示する案内標識について、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示されている寸法の一・五倍又は二倍に拡大することができる。
- 八 自動車専用道路以外の道路に設置する道路の通称名を表示する案内標識については、表示する文字の数により、図示されている横の寸法(一

- 1 寸法が図示されているものについては、図示の寸法(その単位はセンチメートルとする。)以下この備考において同じ。)を基準とする。
- 2 高速道路等に設置する案内標識で、地名が表示されているものについて は、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は 縮小することができる。
- 3 高速道路等に設置する案内標識については、図示の寸法の3倍まで拡大することができる。
- 5 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の 2.5 倍まで拡大することができる。
- 6 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」、「国道番号 (118-A)」、「都道府県道番号 (118 の 2-A)」、「総重量限度緩和指定道路 (118 の 3-A・B)」、「高さ限度緩和指定道路 (118 の 4-A・B)」及び「まわり道 (120-A)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法 (5に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- 7 高速道路等以外の道路に設置する「登坂車線」、「国道番号 (118·B·C)」、「都道府県道番号 (118 の 2·B·C)」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の 1.5 倍又は 2 倍に、それぞれ拡大することができる。
- 8 高速道路等以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法(「道路の通称名

- 一九一Cにあっては、縦の寸法)を拡大することができる。
- 九 自動車専用道路以外の道路に設置する入口の方向、入口の予告、非常電話、待避所、非常駐車帯、駐車場、登坂車線、県道番号、総重量限度緩和指定道路、高さ限度緩和指定道路(一一八の四一A及び一一八の四一Bに限る。)、道路の通称名及びまわり道を表示する案内標識以外の案内標識の文字の大きさについては、次の表の上欄に掲げる設計速度に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値(英語による表示にあっては、その二分の一の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを一・五倍、二倍、二・五倍又は三倍に拡大することができる。

設計速度(単位:キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位:センチメートル)
七〇以上	三〇
四〇、五〇又は六〇	=0
三〇以下	-0

- 十 方面及び距離、方面及び車線、方面及び方向、方面及び出口の予告、 方面及び出口を表示する案内標識について、県旗の旗章、市町章及び公 共施設等の形状等を表す記号を表示する場合にあっては、当該記号の大 きさは、文字(漢字、平仮名及び片仮名に限る。十一及び十三において 同じ。)の大きさの一・七倍以下とする。
- 十一 道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第三条第一項の規定により第二種に区分される自動車専用道路に設置する方面及び方向を表示する案内標識ついて、路線を表す記号を表示する場合にあっては、当該記号の大きさは、経由する路線を表す記号にあっては文字の大きさの一・六倍以下、方面の路線を表す記号にあっては文字の大きさの〇・九倍以下とする。

- (119·C)」を表示するものについては、縦寸法)を拡大することができる。
- 2 高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点(114-B)」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「国道番号」、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあっては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度(単位:キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位:センチメートル)
70以上	30
40、50 又は 60	20
30以下	10

- 5 「市町村」、「都府県」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、都府県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの 1.7 倍以下の大きさとする。
- 3 都市高速道路等に設置する「方面及び方向」を表示する案内標識に路線を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、経由路線を表す記号については日本字の大きさの 1.6 倍以下、方面としての路線を表す記号については日本字の大きさの 0.9 倍以下の大きさとする。

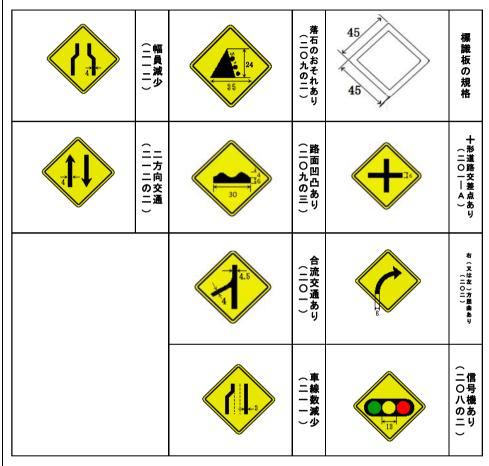
- 十二 駐車場を表示する案内標識について、便所を表す記号を表示する場合にあっては、当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の○・七倍以下とする。
- 十三 縁の太さは、自動車専用道路以外の道路に設置する待避所及び駐車場を表示する案内標識にあっては九ミリメートル、県道番号(一一八の二一Aに限る。)、総重量限度緩和指定道路及び高さ限度緩和指定道路(一一八の四一A及び一一八の四一Bに限る。)を表示する案内標識にあっては十六ミリメートル、登坂車線を表示する案内標識にあっては十ミリメートル、県道番号(一一八の二一Aを除く。)及び道路の通称名を表示する案内標識にあっては八ミリメートル、その他の案内標識にあっては文字の大きさの二十分の一以上を基準とする。
- 十四 縁線及び区分線の太さは、文字の大きさの二十分の一以上を基準とする。

- 7 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所 を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号 の 0.7 倍以下の大きさとする。
- 8 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(1) 案内標識

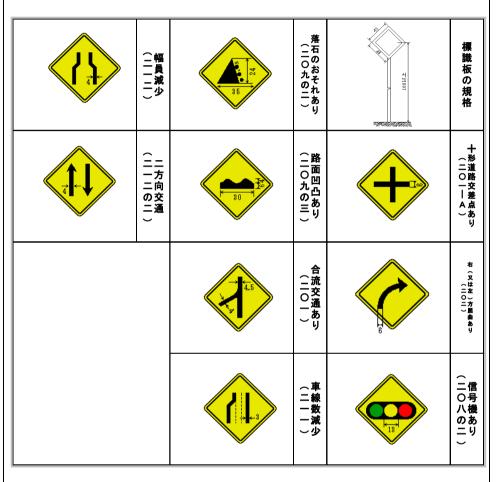
縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道(120-B)」を表示するものについては9ミリメートル、「国道番号(118-A)」、「都道府県道番号(118 の 2-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118 の 3-A・B)」及び「高さ限度緩和指定道路(118 の 4-A・B)」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「国道番号(118-B・C)」、「都道府県道番号(118 の 2-B・C)」及び「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

二 警戒標識



備考

- 一 警戒標識の種類及び番号については、それぞれ省令別表第一の上欄及 び中欄に掲げるとおりとする。
- 二 図示されている寸法の単位は、センチメートルとする。
- 三 自動車専用道路に設置する警戒標識について、設計速度が六十キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあっては図示されている寸法の二倍まで、設計速度が百キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあっては図示されている寸法の二・五倍まで



- 1 寸法が図示されているものについては、図示の寸法(その単位はセンチメートルとする。)以下この備考において同じ。)を基準とする。
- 4 高速道路等に設置する警戒標識については、設計速度が 60 キロメート ル毎時以上の高速道路等に設置する場合にあっては図示の寸法の 2 倍まで、設計速度が 100 キロメートル毎時以上の高速道路等に設置する場合 にあっては図示の寸法の 2.5 倍まで、それぞれ拡大することができる。

拡大することができる。

- 四 自動車専用道路以外の道路に設置する警戒標識について、道路の形状 又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示されている寸法の一・三倍、一・六倍又は二倍に拡大することができる。
- 五 縁及び縁線の太さは、十二ミリメートルを基準とする。

三、案内標識又は警戒標識に附置される補助標識



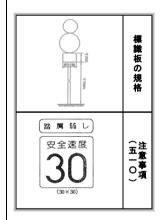
備考

- 一 補助標識の種類及び番号については、それぞれ省令別表第一の上欄及 び中欄に掲げるとおりとする。
- 二 図示されている寸法の単位は、センチメートルとする。
- 三 補助標識は、その附置される案内標識又は警戒標識の標識板の拡大率 又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

- 6 高速道路等以外の道路に設置する警戒標識については、道路の形状又は 交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法(5に規定 するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の 図示の寸法)の 1.3 倍、1.6 倍又は2 倍に、それぞれ拡大することができ る。
 - (2) 警戒標識

縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

二 補助標識板(補助標識の標示板をいう。)



- 1 寸法が図示されているものについては、図示の寸法(その単位はセンチメートルとする。)以下この備考において同じ。)を基準とする。
- 2 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。